

## 【中国】森林法の改正

前主幹 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子  
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

\* 2019年12月28日、生態系重視の原則を徹底し、森林資源の保護・育成の強化とその合理的かつ適正な利用の推進を同時に実現すること等を目的として、森林法が改正された。

### 1 背景と経緯

森林資源の保護、育成、利用等について定める中国の森林法は、試行法（1979年制定）の段階を経て、1984年に制定された。制定当初の同法は、総則、森林経営管理、森林保護、植樹造林、森林伐採、法的責任、附則の全7章42か条から成り、1998年の改正により、章構成は同一のまま全7章49か条に改められた。その後、細かな字句修正のみの2009年改正を経たものが現行法である。

近年、中国では環境保護と経済発展の両立が大きな課題となっている。習近平政権は、「緑の山河こそ金山銀山なり」<sup>1</sup>、すなわち、豊かな自然環境こそが国の富の源であるとの考え方を基本理念として強調し、生態系を重視した持続可能な発展を実現するための各種施策を重点的に推進している。そのような方針の下、森林法が1984年の制定後初めて全面的に改正された。今回の改正においては、2019年8月に改正された土地管理法<sup>2</sup>の規定との整合性も留意された。

森林法改正案は、2019年6月の第13期全国人民代表大会常務委員会第11回会議で第1回審議、意見公募、法案修正、同年10月の同第14回会議で第2回審議、再度意見公募、法案再修正、同年12月の同第15回会議で第3回審議という審議経過を経て、同月28日に可決、成立した。同日公布された改正森林法<sup>3</sup>は、全9章84か条から成り、2020年7月1日から施行される。

### 2 改正法の構成と主な内容

#### (1) 章構成

第1章：総則（第1条～第13条）、第2章：森林所有権（第14条～第22条）、第3章：発展計画（第23条～第27条）、第4章：森林保護（第28条～第41条）、第5章：造林緑化（第42条～第46条）、第6章：経営管理（第47条～第65条）、第7章：監督検査（第66条～第69条）、第8章：法的責任（第70条～第82条）、第9章：附則（第83条～第84条）。

#### (2) 立法目的

①「緑の山河こそ金山銀山なり」の理念の実践、②森林資源の保護、育成及び合理的利用、③国土緑化の加速、④森林生態系の安全の確保、⑤エコ社会の建設、⑥人と自然の共生の実現を目的とする（第1条）。

#### (3) 適用対象及び定義

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年4月10日である。

<sup>1</sup> 中国語原文は「绿水青山就是金山银山」。

<sup>2</sup> 岡村志嘉子「【中国】農村土地制度改革と土地管理法の改正」『外国の立法』No.281-2, 2019.11, pp.20-21. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11382326\\_po\\_02810208.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11382326_po_02810208.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>3</sup> 「中华人民共和国森林法」中国人大網 <<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/201912/cdb75f0436604da58ddad953f6fb14c2.shtml>>

中国の領域内における森林及び林木の保護、育成及び利用並びに森林、林木及び林地の経営管理に対して、この法律が適用される（第2条）。

森林とは、高木林、竹林及び国が特に定める低木林をいい、用途に応じて防護林、特殊用途林、用材林、経済林及びエネルギー林に区分する。林木とは、樹木及び竹をいう。林地とは、県級以上の人民政府が林業用地に指定したものをいう（第83条）。

#### (4) 基本原則

森林資源の保護・育成・利用においては、自然を尊重しかつ自然に適応し、生態系優先、保護優先、保護と育成の一体化、持続可能な発展の4原則を堅持しなければならない（第3条）。

#### (5) 公益林と商用林

国は、生態系保護の必要性に基づき、森林生態系において重要な区域又は脆弱な状況であつて、生態系維持効果の発揮を主たる目的とする林地及び林地上の森林を公益林に指定し、指定されていないものは、商用林に属するものとする（第47条）。

中央・地方財政においてはそれぞれ、公益林の造成・育成・保護・管理及び非国有の公益林の権利者に対する経済的補償等に充てるため、専用の資金を予算化しなければならない（第29条）。

#### (6) 国の基本政策

国は、森林資源保護発展目標に係る責任制及び審査・評価制度を実施し、上級人民政府が下級人民政府の当該目標及び森林防火等業務の達成状況の審査を行い、その結果を公表するものとする（第4条）。

国は、財政、税制、金融等の措置を講じて森林資源の保護発展を支援し、各級人民政府は、森林生態系の保護・修復のための経費を保障し、林業の発展を促進しなければならない（第5条）。

また、国は、安定的、健全、優良かつ効果的な森林生態系システムの構築を目標とし、公益林と商用林を区分して経営管理することにより森林資源の永続的利用を実現し（第6条）、公益林に対する保護を強化するため、森林生態系利益補償制度を構築し、重点生態系機能区域における移転給付政策を整備する（第7条）。

県級以上の人民政府は、森林資源保護及び林業発展について、国民経済・社会発展計画に盛り込まなければならない（第23条）、また、合理的な保護・利用区分に基づく森林資源保護発展目標を策定し、森林被覆率、森林蓄積量並びに森林生態系の質及び安定性を向上させなければならない（第24条）。

#### (7) 森林所有権と所有者等の権利義務

森林資源は、法律で集団所有に属すると定めるものを除き、国の所有に属する（第14条）。

林地及び林地上の森林・林木の所有権及び使用権は、不動産登記機構において統一的に登記を行う。森林・林木・林地の所有者及び使用者の合法的権利利益は、法律で保護され、いかなる組織又は個人もこれを侵してはならない。森林・林木・林地の所有者及び使用者は、それを法に基づき保護し又は合理的に利用しなければならない、不法に林地の用途変更又は森林・林木・林地の破壊を行ってはならない（第15条）。

#### (8) 植樹の日

植樹・造林及び森林保護は、国民の義務であり、各級人民政府は、全国民植樹ボランティア活動の取組を推進しなければならない。毎年3月12日を植樹の日とする（第10条）。